

A・B・Cの3人が別荘を共同で購入し、その持分が3分の1ずつである場合に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. Aが別荘を修理する場合、少なくともB又はCの同意が必要である。
2. Aが別荘を単独で使用し、その代わりにBとCは償金を受け取ることを取り決めるには、少なくともB又はCの同意が必要である。
3. Aが分割請求をした場合、その分割する方法は現物分割又は売却した上で代金分割に限られ、価格賠償は認められない。
4. Aが自己の持分権をDに譲渡する場合、BとCの同意が必要である。
5. Aが自己の持分権を放棄した場合、その持分権は国庫に帰属する。